

11月の安全運転ごよみ

1日（土）～30日（日）…エコドライブ推進月間 3日（月）…文化の日 9日（日）…119番の日
20日（木）…世界道路交通犠牲者の日 23日（日）…勤労感謝の日 24日（月）…振替休日

11月の安全運転目標

雪道走行の危険を知る

11月になり、冬の足音が聞こえてきました。冬の運転で特に注意したいのが雪道です。

「まだ大丈夫だろう」と油断してノーマルタイヤのまま走行すると、重大な事故につながる恐れがあります。本格的な冬の前に、雪道走行の危険性を再確認し、冬の安全運転の準備を始めましょう。

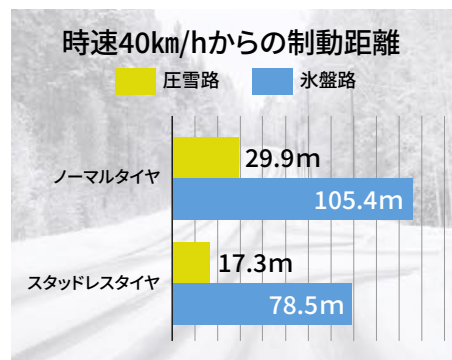


■ ノーマルタイヤの制動距離は、スタッドレスタイヤの約1.7倍に

JAFが実施したテストによると、圧雪路面で時速40km/hからブレーキをかけた場合、ノーマルタイヤの制動距離は約30mとなり、スタッドレスタイヤの約17mと比較して約1.7倍も長くなることが実証されました。これは、ノーマルタイヤには冰雪路を走行するための機能を持ち合わせていないためです。

わずか10mほどの差ですが、交差点やカーブでは、この差が追突や衝突といった重大事故に直結する危険性を示しています。

雪道を走行する際は、必ずスタッドレスタイヤに交換するなど、滑り止めの措置をとりましょう。



グラフ 時速40km/hからの制動距離(JAF)

○ 事 | 故 | 事 | 例



ノーマルタイヤで雪道を走行し、立往生

2025年2月25日、群馬県と新潟県境の国道17号で、冬用タイヤを装着していないEV（電気自動車）が立往生する事案が発生しました。国土交通省によると、現場はかなりの積雪があるにもかかわらず、この車はタイヤチェーンも装着していなかったということです。

ノーマルタイヤでの雪道走行が深刻な交通障害を引き起こすことを理解して、降雪時には「不要不急の外出を避ける」、やむを得ず外出する際には、冬用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行等、車両の装備を徹底してください。



雪道の危険を軽視しない

ノーマルタイヤでの雪道走行は厳禁

近年、降雪地帯ではない地域でも、突然の積雪や路面凍結による事故や立ち往生が多発しています。

ノーマルタイヤで積雪・凍結した道路を走行することは、道路交通法に基づく各都道府県の「道路交通規則」や「道路交通法施行細則」によって禁止されており、違反すると6,000円の反則金が科せられます。車両管理担当者等とも連携して、冬用タイヤへの交換を怠らないようにしてください。

また、悪天候を軽視しないことが重要です。天気予報で降雪や積雪が予想される場合、ノーマルタイヤの社有車での外出を原則禁止するといった措置をとり、スリップ事故の防止に努めましょう。



タイヤチェーンは早めに装着しよう

視界不良による事故を防止する

雪が降る中での運転は、視界の悪化により対向車や歩行者、自転車の発見が遅れ、追突や衝突事故のリスクが格段に高まります。まずはヘッドライトを点灯して視界の確保と周囲に対する存在をアピールしてください。

走行中に視界が悪化した場合は、無理をせず、安全な場所に停車して雪を取り除くことが大切です。また、自動ブレーキなどのASVが普及する一方で、雪や氷が付着したセンサーの誤作動や動作不良による事故も報告されています。

悪天候時は装置を過信せず、運転者自身で速度を控え、車間距離を確保するなどの慎重な運転を心掛けましょう。



降雪時は、ヘッドライトを点灯しよう

管理者として
知っておきたい知識

冬道安全運転講習に参加してみよう

雪道での事故を防ぐための運転トレーニングや講習会が各地で開催されています。

自動車学校やJAFなどが主催しており、雪道や凍結路でのスリップやスタックを防ぐ方法、危険を予測する能力など、実践的な運転技術を学ぶことができます。

雪道の運転に慣れていない方や自信がない方は、受講してみるのも良いでしょう。



外部講習への派遣も検討してみよう